



諮問第384号
環水大土発第1410091号
平成26年10月9日

中央環境審議会会長
武内和彦 殿

環境大臣
望月 義夫



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
 - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

(*EZ*)-1, 3-ジクロロプロペン (別名1, 3-ジクロロプロペン又はD-D)

メチル = (*RS*)-*N*-[7-クロロ-2, 3, 4*a*, 5-テトラヒドロ-4*a*-(メトキシカルボニル)インデノ[1, 2-*e*][1, 3, 4]オキサジアジン-2-イルカルボニル]-4'- (トリフルオロメトキシ)カルバニラート (別名インドキサカルブMP) 及びメチル = (*S*)-*N*-[7-クロロ-2, 3, 4*a*, 5-テトラヒドロ-4*a*-(メトキシカルボニル)インデノ[1, 2-*e*][1, 3, 4]オキサジアジン-2-イルカルボニル]-4'- (トリフルオロメトキシ)カルバニラート (別名インドキサカルブ)

2', 3'-ジクロロ-4-エトキシメトキシベンズアニリド (別名エトベンザニド)

エチル = (*RS*)-2-クロロ-3-[2-クロロ-5-(4-ジフルオロメチル-4, 5-ジヒドロ-3-メチル-5-オキソ-1*H*-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)-4-フルオロフェニル]プロピオナート (別名カルフェントラゾンエチル)

2', 4'-ジフルオロ-2-(α, α, α -トリフルオロ-*m*-トリルオキシ)ニコチンアニリド (別名ジフルフェニカン)

3-*tert*-ブチル-5-クロロ-6-メチルウラシル (別名ターバシル)

(3*EZ*, 12*EZ*)-3, 7, 9, 13-テトラメチル-5, 11-ジオキサ-2, 8, 14-トリチア-4, 7, 9, 12-テトラアザペンタデカ-3, 12-ジエン-6, 10-ジオン (別名チオジカルブ)

5-メチル-1, 2, 4-トリアゾロ[3, 4-*b*][1, 3]ベンゾチアゾール (別名トリシクラゾール)

1-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イル)-3-(3-エチルスルホニル-2-ピリジルスルホニル)尿素 (別名リムスルフロン)

(別紙2)

(2RS, 4RS; 2RS, 4SR) - 1 - [2 - (2, 4-ジクロロフェニル) - 4-プロピル-1, 3-ジオキサラン-2-イルメチル] - 1H-1, 2, 4-トリアゾール (別名プロピコナゾール)



中環審第788号
平成26年10月10日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 中杉 修身 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



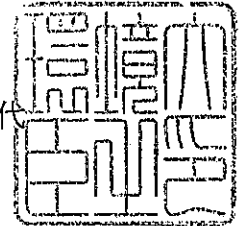
農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が
定める基準の設定について（付議）

平成26年10月9日付け諮問第384号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた
標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会
に付議する。

諮問第412号
環水大士発第1510222号
平成27年10月22日

中央環境審議会会長
浅野直人 殿

環境大臣
大塚 珠 代



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
 - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

4-アミノ-N-tert-ブチル-4,5-ジヒドロ-3-イソプロピル-5-オキソ-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド (別名アミカルバゾン)

2syn-異性体: 3-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[(1RS,4SR,9RS)-1,2,3,4-テトラヒドロ-9-イソプロピル-1,4-メタノナフタレン-5-イル]ピラゾール-4-カルボキサミド及び2anti-異性体: 3-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[(1RS,4SR,9SR)-1,2,3,4-テトラヒドロ-9-イソプロピル-1,4-メタノナフタレン-5-イル]ピラゾール-4-カルボキサミドの混合物 (別名イソピラザム)

1-(4-{4-[(5RS)-5-(2,6-ジフルオロフェニル)-4,5-ジヒドロ-1,2-オキサゾール-3-イル]-1,3-チアゾール-2-イル}-1-ピペリジル)-2-[5-メチル-3-(トリフルオロメチル)-1H-ピラゾール-1-イル]エタノン (別名オキサチアピプロリン)

9,10-ジヒドロ-8a,10a-ジアゾニアフェナントレン=ジブロミド
又は6,7-ジヒドロジピリド[1,2-a:2',1'-c]ピラジン-5,8-ジウム=ジブロミド (別名ジクワットジブロミド又はジクワット)

2'-[(4,6-ジメトキシ-1,3,5-トリアジン-2-イル)カルボニル]-1,1,6'-トリフルオロ-N-メチルメタンスルホンアニリド (別名トリアファモン)

(RS)-1-{1-エチル-4-[4-メシル-3-(2-メトキシエトキシ)-o-トルオイル]-1H-ピラゾール-5-イルオキシ}エチル=メチル=カルボナート (別名トルピラレート)

ブチル=(RS)-2-{4-[5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルオキシ]フェノキシ}プロピオナート (別名フルアジホップブチル又はフルアジホップ)及びブチル=(R)-2-{4-[5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルオキシ]フェノキシ}プロピオナート (別名フルアジホップPブチル又はフルアジホップP)

ノナン酸 (別名ペラルゴン酸) 及びノナン酸カリウム (別名ペラルゴン酸カリウム塩)

(別紙2)

イソプロピルアンモニウム = (RS) - 2 - (4-イソプロピル-4-メチル-5-オキソ-2-イミダゾリン-2-イル) ニコチナート (別名イマザピルイソプロピルアミン塩又はイマザピル)

1 - (4 - { 4 - [(5 RS) - 5 - (2, 6-ジフルオロフェニル) - 4, 5-ジヒドロ-1, 2-オキサゾール-3-イル] - 1, 3-チアゾール-2-イル} - 1 - ピペリジル) - 2 - [5-メチル-3- (トリフルオロメチル) - 1 H-ピラゾール-1-イル] エタノン (別名オキサチアピプロリン)

(RS) - α - シアノ-3-フェノキシベンジル = (RS) - 2, 2-ジクロロ-1 - (4-エトキシフェニル) シクロプロパンカルボキシラート (別名シクロプロトリン)

2, 6-ジクロロベンゾニトリル (別名ジクロベニル又はDBN)

[メチル (オキソ) { 1 - [6 - (トリフルオロメチル) - 3-ピリジル] エチル} - λ^6 - スルファニリデン] シアナミド (別名スルホキサフロル)

2' - [(4, 6-ジメトキシ-1, 3, 5-トリアジン-2-イル) カルボニル] - 1, 1, 6' - トリフルオロ-N-メチルメタンスルホンアニリド (別名トリアファモン)

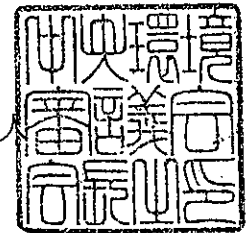
3-メトキシカルボニルアミノフェニル = 3-メチルカルバニラート又はメチル = 3 - (3-メチルカルバニロイルオキシ) カルバニラート (別名フェンメディファム)



中環審第861号
平成27年10月23日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 浅野 直人



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について（付議）

平成27年10月22日付け諮問第412号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。